

香港資本市場における近時の進展(参考和訳)

A. 不動産評価及びその情報開示制度の合理化

当事務所による2011年10月の「Client Newsflash: 香港IPO資本市場における近時の進展(参考和訳)」のとおり、香港証券先物委員会及び香港証券取引所(以下「HKEx」)が共同で公表した「不動産評価に関する規定の修正案に対する検討結果」に基づく、不動産評価及びその情報開示を合理化する制度が2012年1月1日に発効した。

B. 前四半期における重要な規制上のアップデート

コーポレート・ガバナンス条項の改正

2011年10月 – 1年以上の作業の後、HKExは上場ルールにおけるコーポレート・ガバナンスに関する検討結果を公表した。一定の修正を経て、提案されている多くの変更は導入される。

上場ルールに関する多くの改正は2012年1月1日に発効した。その他の改正の実施時期は以下の通りである。

- コーポレート・ガバナンス・プラクティスの規則 – 2012年4月1日
- 独立非執行役員取締役(independent non-executive directors)が取締役会の三分の一を占めることを要求する上場ルール3.10A – 2012年12月31日
- 会社秘書役(company secretary)のトレーニング – 任命日より調整
- 上場ルールに関するその他の改正 – 2012年4月1日

詳細については、[ルール変更の全文](#)並びに [実行時期及び関連するよくある質問](#)を参照されたい。

HKExが合理化された「専門家限定」の債券上場をメイン・ボードに導入

2011年11月 – 「専門投資家のみを対象とした債券発行の上場の修正案に対する検討結果」における新ルールが2011年11月11日に発効した。法律事務所、会計事務所及びその他の専門機関との協議を経て、HKExが専門投資家のみに対する債務証券の売出しに関しては適用されないと考慮した要件を削除することに本ルールの目的がある。

HKExは、新ルールに基づき、とりわけ以下を規定する香港上場手続きの合理化及び明確化を目指している。

- **迅速な承認手続き:** 専門家(個人富裕層を除く)に対して売り出される債券の上場は、週に一度のみ審査に応じる上場審査委員会ではなく、HKEx内の執行部門である上場審査部門により承認を受けることができる。
- **より簡易な開示義務:** 上場書類の詳細な開示義務は、「専門家に対する債券の売出しに関して慣例」となっている情報を含める簡易な義務へと変更された。
- **上場書類審査の合理化:** 上場書類の実質的な審査はない。(i) 上場資格基準、(ii) 標準免責条項、及び (iii) 上場書類における責任声明文(responsibility statement)のみに審査が必要とされる。

合理化された手続きにより、HKExにおける債券上場が、クロス・ボーダーで債券を売り出すアジア市場の発行体にとってより魅力的なものになるものと予測される。

仕組み契約の上場申請に関する追加要件

2011年12月 – HKEExは、仕組み契約(structured contract)又は「変動持分事業体」(variable interest entity)取決めに基づき運営される会社の香港における上場承認の可能性の状況に関し、2005年の上場取引所決定 43-3 (LD43-3)を改正した。当初の決定において記載された要件に対する変更はなかった。

追加の資料(改正された決定のパラグラフ 16以降)では、2011年11月の上場審査委員会による関連声明文を追随する追加点が明記された。上場申請者及びスポンサーに関する追加要件には以下が含まれる。

- 契約の理由の説明
- 仕組み契約なしに事業を行うことが法律により許可され次第、契約の解消
- 契約への特定の必須条項の挿入(例えば、申請者の取締役に対し、事業会社の株主の権利を行使する権限を与える委任状)

HKEExが環境、社会及びガバナンス報告書に関し公の意見を求める

2011年12月 – HKEExは、上場会社に対して環境、社会及びガバナンス(ESG)報告書の改善を推奨するルールに関する新たな諮問書を公表した。職場の質、環境保護、営業慣行及びコミュニティーの関与について、認識を高めるために、利用しやすいESGガイドの導入を提案した。

ESGガイド案は、強制的な手段を課すことはなく、上場会社に対してベスト・プラクティスを推奨するのみである。上場会社は、(HKEExにより推奨されているように)ESG報告をいつ開始してもよいが、一旦発行体が報告を開始すると、定期的に報告を継続することが期待される。

諮問書に対するコメントは2012年4月9日まで受け付けられる。

C. 最近の HKEEx による上場取引所決定及びガイドライン

HKEExは、2011年第4四半期に数多くの重要な上場取引所決定及びガイドラインを公表した。以下はそれらのうちいくつかのハイライトである。

関連当事者としてのファンド・マネージャーに関する上場取引所決定

LD22-2011において、HKEExは上場会社の株式を所有するファンド・マネージャーが当該会社の関連当事者と見なされない状況に関して検討した。

浮動株の回復に関する上場取引所決定

LD23-2011において、HKEExは、上場会社は取引再開の前に、浮動株を最低でも25%まで回復する必要があると述べた。本決定ではこのように述べられたが、上場ルール 13.32では、浮動株が15%を下回った際にのみ通常HKEExが取引の中止を要求すると記載されている。

飲食店を営む上場申請者に関するガイドライン

HKEExは、発行体が飲食店経営者である場合の目論見書の開示に関する新たなガイドライン(**GL28-12**)を公表した。本ガイドラインは、事業にとって重要である限りにおいてHKEExが詳細に開示されるべきであると考えられる多くの項目を明記している。

目論見書の「要約」セクション作成に関する新たなガイドライン

HKEExは、目論見書における「要約及びハイライト」セクションの作成に関する新たなガイダンス(**GL27-12**)を公表した。ガイダンスでは、要約セクションは目論見書のその他の部分のパラグラフの切り貼りを含むべきではないことを述べ、当該セクションに記載されるべきではない特定の事項(詳細な財務情報等)に関して明記している。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

ユージーン・C・グレゴア	03-5561-4566	eugene.gregor@davispolk.com
セオドア・A・パラダイス	03-5561-4430	theodore.paradise@davispolk.com
ボニー・Y・チャン	+852-2533-3308	bonnie.chan@davispolk.com
マイケル・T・ダン	03-5561-4433	michael.dunn@davispolk.com
杉山 浩司	03-5561-4564	hiroshi.sugiyama@davispolk.com
ダニエル・E・ニューマン	03-5561-4432	daniel.newman@davispolk.com

© 2012 Davis Polk & Wardwell LLP

本ニュースレターは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。

Notice: This publication, which we believe may be of interest to our clients and friends of the firm, is for general information only. It is not a full analysis of the matters presented and should not be relied upon as legal advice. If you would rather not receive these memoranda, please respond to this email and indicate that you would like to be removed from our distribution list. If you have received this email in error, please notify the sender immediately and destroy the original message, any attachments thereto and all copies. Refer to the firm's [privacy policy](#) located at davispolk.com for important information on this policy. Please add Davis Polk to your Safe Senders list or add dpwmail@davispolk.com to your address book.